

日田市中小企業者等物価高騰緊急支援事業

エネルギー関連経費（電気、ガス、ガソリン、軽油、重油、灯油）高騰の影響を大きく受けている市内の中小企業者や個人事業主の事業活動を支援するため、支援金を給付します。

原則
郵送

申請 期間

令和4年**10月5日（水）**～ 令和5年**1月31日（火）**

※当日必着

支援 金額

最大**20万円**

※補助率：上昇分の1/2

※1事業者1回のみ申請

※1万円以上支援金額があること

支援金 計算

$(R3\text{光熱費等} \times 1.18^{\ast} - R3\text{光熱費等}) \times 1/2$

※R4.1月～7月エネルギー構成品目の対前年上昇率の平均

給付対象者

・市内に主たる事業所を有する中小企業者等。

（農林業者を含む法人及び個人事業主。）

（1）市税を完納していること。

（2）申請日以後も事業を継続する意思があること。

※令和3年1月以降創業・開業の方は、別途ご相談ください。

○以下いずれかの支援事業等を受けている場合は対象となりません。

・タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（国土交通省）

・地域公共交通燃料高騰緊急支援事業（大分県）

・社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（大分県）

※上記支援事業の他に、支援対象経費について行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給していないこと。

支援対象となる経費

個人：令和3年分の確定申告に用いた経費の内、光熱費

（確定申告の光熱水費から水道費を差し引いた経費）、燃料費

法人：直近の法人税確定申告に用いた経費の内、光熱費

（確定申告の光熱水費から水道費を差し引いた経費）、燃料費

申請 方法

原則郵送で申請をお願いします

(宛先：〒877-0016 日田市三本松2丁目3-1

日田玖珠地域産業振興センター内大展示場 日田市企業支援窓口 宛)

※窓口で申請する場合は、**電話予約必須** 下記番号へ事前に予約してください。

提出書類 ※申請内容・要件等の確認のため、追加資料の提出をお願いする場合があります。

個人

①中小企業者等物価高騰緊急支援金給付申請書兼実績報告書兼請求書、経費内訳書

※様式は市のホームページからダウンロードできます。

②事業実態を証する書類：営業許可証、開業届

③青色申告の場合（令和3年分）：確定申告書B、青色申告決算書

白色申告の場合（令和3年分）：確定申告書B、所得税収支内訳書

確定申告の義務がない場合（令和3年分）：市県民税申告書、市県民税申告収支内訳書

④令和3年分の光熱費、水道費、燃料費が確認できる書類：補助元帳 など

⑤振込口座が確認できる書類：通帳の写し（本人名義）

⑥本人確認書類：運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し など

法人

①中小企業者等物価高騰緊急支援金給付申請書兼実績報告書兼請求書、経費内訳書

※様式は市のホームページからダウンロードできます。

②事業実態を証する書類：履歴事項全部証明書（営業許可証は不可）

③確定申告書別表第一(直近の決算期)、法人事業概況説明書（表裏両面）

④直近決算期の光熱費、水道費、燃料費が確認できる書類：総勘定元帳、仕訳帳 など

⑤振込口座が確認できる書類：通帳の写し（法人名義）

※自宅兼店舗の場合は、支援対象経費（表面記載）合計額の3分の2が支援対象となります。

ただし、確定申告の際に按分して申告をしている場合は除きます。

【問い合わせ先】

日田市企業支援窓口（日田玖珠地域産業振興センター内）

TEL:22-0605 FAX:22-0606

令和4年10月5日から 月～金（土日祝日除く）9：00～16：00

窓口にお越しの際は **事前に電話予約** をお願いします。（駐車台数に限りあり）

日田市HP

